

吹田市手話言語等促進条例施策推進方針(案)の概要

第1 目標

- 1 手話への理解の促進と普及
- 2 障がい者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化の推進

第2 現状と課題

【アンケート結果(コミュニケーションを取るときに必要な支援について)】

- ・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が、聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」が最も多い
- ・聴覚障がい者のうち「手話」は29.6%、「文字」は42.3%、視覚障がい者のうち「点字」は14.3%

【府内作業部会の意見】

- ・手話への普及・啓発の取組が限定的で、広がりがまだ不十分である
- ・市職員への手話研修を実施しているが、使用機会が少なく、実際に窓口での対応に生かせていない
- ・市から手話通訳者の派遣を行っているが、確保している人数が不十分なため、急な対応ができない
- ・市民向けの手話講習会などを実施しているが、手話の啓発と普及にとどまり、コミュニケーション支援者へ発展する場や技術を活用する場の提供ができていない

第3 推進方針

手話言語等促進条例第8条により、施策推進方針は以下の3点とします。
(方向性・到達点・主な取組は次ページ)

- 1 手話への理解の促進及び普及
- 2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- 3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

第4 推進体制

1 進捗状況の確認

市の取組状況について全室課に1年に1回照会をして進捗状況を確認していく。

2 進捗管理

【府外】手話言語等促進条例作業部会を年に1回開催するとともに、障がい者施策推進専門分科会にも報告

【府内】障がい者福祉事業推進本部に報告

3 方針の見直し

障がい福祉計画の見直しに合わせ、3年ごとに方針の見直しを行う。

第3 推進方針（方向性・到達点・主な取組）

推進方針1 手話への理解の促進及び普及

【方向性】

手話が言語であることについて理解を広め、多くの人が手話に関心を持ち、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供する。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくる。

【主な取組】 ●既に実施中 ○今後検討

- 市民向けの手話講座開催
- 動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信
- 市職員向け手話研修の実施
- パンフレットやポスターを用いた啓発

【到達点】

あいさつなどの簡単な手話を身に着けて、誰もがコミュニケーションをとりやすいまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中 ○今後検討

- 窓口やイベント・会議開催時に手話通訳者を配置又は必要に応じ手配
- イベント・会議開催時に要約筆記者を手配
- 社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣
- 遠隔手話通訳サービス
- 窓口への筆談用の機器や筆談マニュアルの常設
- 窓口やイベントで筆談対応が可能などを示す掲示物を掲示
- NETTIGの実施
- 点訳版、音訳版の広報誌の発行
- 動画や本会議放映システムでの字幕表示

推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

【方向性】

市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を気軽に目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていく。

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

【主な取組】 ●既に実施中 ○今後検討

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣

【到達点】

障がい者が必要なときに必要なコミュニケーション支援を受けられるまちにします。

- 市民向け手話講座の内容の充実